

滋賀医科大学学外臨床実習要綱

学外臨床実習の目的

滋賀医科大学医学部医学科第 6 学年の学生に、「臨床実習協力病院（施設）」における学外臨床実習の機会を通じ、指導医等のもとで地域の第一線の医療・介護・保健・福祉等の実際にふれ、多様な経験を重ねることによって卒前教育を充実させることを目的とする。

臨床実習協力病院（施設）

この学外臨床実習の趣旨に賛同する滋賀県下および近接区域の医療機関、保健・福祉施設等は、滋賀医科大学との間で協定書（別紙 1）をかわし、臨床実習協力病院（施設）となる。臨床実習協力病院（施設）は指導医（者）および事務担当者を定め、また指導医（者）の中から実習指導責任者 1 名を定める。

なお、外国施設での臨床実習を希望し、大学以外の教育実習施設等における学修申請により認められた場合は、学外臨床実習の単位として認められる場合があります。

学外臨床実習協議会

臨床実習協力病院（施設）における実習期間、配属先や配属人数の調整、実習内容の調整、受け入れ施設の調査、苦情の調停などのため、学外臨床実習協議会をおく。この協議会は、本学の臨床教育検討ワーキンググループ、協力病院（施設）からの委員若干名で構成する。

実習スケジュール等の資料の作成、病院の選択

臨床実習協力病院（施設）毎に受け入れ可能な診療科名、期間、人数および指導医（者）の氏名、資格（専門医の有無等）、実習内容、特色等の資料を作成する。各協力病院（施設）の所在地、交通機関、宿舍の有無、院内における給食の有無等の資料を収集する。学生はこれらの臨床実習協力病院（施設）の資料に基づき、希望する系を選択・登録する。学生課は指導、調整等を行う。

学外臨床実習への参加資格

この学外臨床実習に参加する学生は、「共用試験（CBT、OSCE）」に合格し、「スチューデントドクター」の称号を得た上で、滋賀医科大学医学部附属病院における 45 週間（オリエンテーション 1 週間を含む）の臨床実習を修了した者とする。

実習内容

① 実習期間

5 月から 6 月の 6 週間（前期 3 週・後期 3 週）とする。

② 実習施設（実習科目）の選択

原則として、Ⅰ内科系、Ⅱ外科系、Ⅲその他の系の 3 つの系から 2 つの系を選び、3 週間を一単位として 2 つの系において実習する。

③ 実習の形態と目標

診療チームの一員としての参加型実習を基本とする。その内容は、指導医等の指示のもとでの診察や採血、注射、諸検査、手術等への参加を原則とし、学生のために特別に組まれた講義や実習は必要としない。すなわち、可能な範囲の仕事を担当し、チーム医療に参画するなかで、地域医療の実際を学ぶことを目標とする。

④ 施設への配属及び人数配分

各施設への学生の配属は、学生課が調整する。一施設への配属は、可及的少人数とする。

⑤ 実習施設での指導

実習施設ではすべて指導医（者）の直接指示により行動するものとする。

⑥ 当直実習等

受け入れ側が必要と判断し、宿泊施設（当直室等）がある場合、泊まり込み実習を行うことができる。

⑦ 実習時間

実習時間は原則として、月曜日から金曜日まで、8 時 30 分から 17 時 00 分とするが、施設の状態によって変更することができる。

⑧ 食費、交通費等

各学生の自弁とする。

⑨ 実習経費等

学生に対しては、一切の金銭授受は行わない。また、大学側から各施設には学外実習経費が支払われる。

⑩ 欠席の取扱い

・原則として欠席は認められない。突発的な事情等により、やむを得ず欠席する場合（病気・忌引き）は、該当する実習先の責任者等と学生課（077-548-2068・2069）に電話等で必ず連絡する。後日、該当する実習先の責任者等に報告し、「臨床実習欠席届（別紙 3）」により必ず承認を得ること。学外臨床実習反省会の日までに「臨床実習欠席届（別紙 3）」に欠席の理由を証明できる書類（病気の場合は受診したことが確認できる書類、忌引きの場合は会葬御礼のはがき等）を添付し学生課に提出する。なお、添付書類は1日でも欠席した場合は必須となる。

・病気・忌引き以外の理由（採用試験等）で欠席を希望する学生は事前に該当する実習先の責任者等の臨床実習欠席届（別紙 3）」による承認が必須。併せて必ず学生課に電話で連絡をすること。理由によっては欠席を大学として認められない場合がある。学外臨床実習反省会の日までに欠席の理由を証明できる書類を添付し学生課に提出する。なお、添付書類は1日でも欠席した場合は必須となる。

《補足》

卒後の初期臨床研修のための、いわゆる「マッチング」に係る欠席については、その理由が採用試験の受験であって、かつ根拠となる書類を添えて書面で届け出たうえ、責任者等にも事情を充分説明し、真にやむを得ないと認められた場合に限る。「マッチング」に係る欠席であっても、その理由が病院見学や採用説明会等への参加である場合は、欠席を認めない。

このルールを破った場合は進級できず、留年となる。

学外臨床実習の学習目標

一般目標と到達目標の詳細については、別紙 2 を参照すること。

- ① 診療の基本
- ② 身体診察
- ③ 基本的臨床手技
- ④ 内科系臨床実習
- ⑤ 外科系臨床実習
- ⑥ 医療、福祉と介護の制度

学外臨床実習の成績評価

指導医は、学生課に下記の評価項目について、学生個別の実習評価を報告する。最終評価は、滋賀医科大学医療人育成教育研究センター学部教育部門が行う。これに不合格のものは、卒業試験を受けることはできない。

【指導医の学生に対する評価項目】

1. 出欠状況：学外臨床実習は必修の課程であり、欠席は特別の理由がない限り認めない。
2. 実習態度：下記の 6 項目について評価する。
 - (1) 実習に対する積極性（欠席日数・遅刻の有無等）
 - (2) 診療チームにおける協調性（医師、メディカルスタッフ等との対応）
 - (3) 患者さんに接する姿勢態度（態度・言葉づかい・服装思いやり等）
 - (4) 基本的な知識の量（指導医との日常の情報交換）
 - (5) 診療技術（旧厚生省の認める臨床実習水準 I 程度）
 - (6) 服装・清潔度

評価が「1」の場合は、理由をお書きください。

3. レポート：指導医から与えられた課題について評価する。

評価が「1」の場合は、理由をお書きください。
4. 個人に関する評価（自由記入）
5. 学外臨床実習のシステム全体に関する意見（自由記入）

学生に対するアンケート調査

実習を終了した学生に対しては、アンケート調査を行い、次年度以降の実習の参考とする。

保 険

学生は、各施設への通学中の交通事故や医療事故等の可能性を考慮して、「学研災付帯学生生活総合保険（A タイプ）」（東京海上日動火災保険株式会社）に全員が加入しなければならない。
(平成 29 年 3 月 1 日 改訂)